

募集要項

1 目的

環境を「守る」ための環境保全活動の機会を「活かし」、子どもたちを対象とした環境教育や域外の方々に「学び」等の価値を付け環境保全活動の参加機会を提供することで、グリーンアップおおいたへの県民参加等を促進する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

県民参加型環境保全活動実施業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

(3) 履行場所

大分県内

(4) 業務概要

別紙「県民参加型環境保全活動実施業務仕様書」のとおり

(5) 限度額（1団体あたり）

300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 委託予定団体数

子ども向け、一般向け各4団体程度

(7) 留意事項

本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

3 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

(1) グリーンアップおおいた実践隊に登録していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(4) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募期限及び方法

(1) 応募期限

令和8年6月17日（水）17時00分（必着）

(2) 提出書類

提出書類はA4サイズとしてください。

- ア 県民参加型環境保全活動実施業務応募書（様式1）
- イ 県民参加型環境保全活動実施業務企画提案書（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 前年度の事業報告書（任意様式）

(3) 応募方法等

下記応募先に、郵送、メール又は持参で提出してください。なお、郵送又はメールの場合は、送付・送信後に電話で連絡してください。

応募者につき提案は子ども向け又は一般向けのいずれか1件に限り、複数の提案は認めません。

提案内容に関する事前相談等には応じません。

郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担とします。

提出後の応募書類の追加、修正は認めません。また、提出された書類は返却しません。

提出された企画提案書（個人情報を含む）は、選考業務にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

選定された企画提案書の著作権は県に帰属するものとします。

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた損害の責は、全て応募者が負うものとします。

(4) 応募先

「10 問合せ先」

5 審査及び委託先の決定

(1) 審査の方法について

審査は、有識者等で構成する選考委員会が応募書類及び事業者によるプレゼンテーシ

ョンにより行います。なお、審査は、応募書類をもって行い、追加書類の提出は認めません。

選考委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。

また、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

(2) 審査基準等

審査基準等は以下のとおりです。

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
1 内 容	・委託業務の内容に合ったものか ・環境保全活動に新たな価値を付与できるか	10
2 実 現 性	・業務計画が具体的で実現可能か ・応募者に業務実施能力(他の団体や県民、県との調整を含む)があるか	5
3 効 果	・グリーンアップおおいたへの県民参加等を促進できるか	10
4 妥 当 性	・計上された経費は妥当か ・募集人数や実施期間は妥当か	5

(3) 審査結果について

ア 審査結果は、メールで通知します。

イ 審査の内容等に関する問い合わせには応じません。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 提出された書類に虚偽の記載がある場合

イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、募集要項に違反した場合

6 スケジュール

(1) 応募期限 6月17日（水）17時00分（必着）

(2) 審査 6月下旬（決定次第お知らせします）

(3) 委託先候補決定通知 6月下旬

7 委託契約の締結

委託先候補となった団体（以下「委託先候補」とします。）と県との間で委託契約を締結します。

(1) 委託契約締結の前に、委託先候補の提案をもとに協議を行います。その結果、提案内容の一部変更をお願いする場合があります。

(2) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。

(3) 委託料は、原則として事業完了後の精算払としますが、事業の進捗状況に応じて契約金額の1/2を限度に概算払をすることが可能ですので、担当者にお問い合わせください。

(4) 委託契約締結により、委託先となった団体（以下「委託先」とします。）は、県の承認

を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

8 実績報告

委託先は、業務実施後30日以内に業務報告書を県に提出していただきます。

なお、業務実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

9 業務実施状況の公表

本業務の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。

10 問合せ先

大分県 生活環境部 環境政策課 企画・環境政策班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3123 (直通)

FAX 097-506-1749

e-mail al3090@pref.oita.lg.jp